

- 4 乙は、完工検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 5 乙は、完工検査の終了後、検査を受けた備品について備品台帳に記入するものとする。  
乙は、運営期間中、備品台帳により備品の管理を行う。

(本処分場等の完工確認)

- 第30条 甲は、乙から、前条第4項に基づく報告を受けた場合、本処分場について、設計図書に従った建設工事が行われていること及び備品リストに記載された備品が整備されていることを確認するため、通知受領後3週間以内に完工確認を実施するものとする。
- 2 甲は、完工確認の検査事項及び方法について、乙と事前に協議を行い、完工確認に先立って、これらの事項を、乙に対して通知しなければならない。
  - 3 乙は、甲が行う完工確認の実施に協力するものとする。
  - 4 完工確認の結果、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書（甲及び乙の打ち合わせ結果を含む。）に従っていないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。なお、乙は、本処分場の状況が、本契約、入札関係図書、事業者提案図書又は設計図書（甲及び乙の合意事項を含む。）に従っていないという甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

(運営・維持管理マニュアルの確認)

- 第31条 乙は、本処分場の運営開始予定日の3ヶ月前までに、別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準に基づき、運営・維持管理マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項に基づき甲に提出された運営・維持管理マニュアルが別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準若しくは入札関係図書に反する記載があると認められる場合、又は関係法令で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合には、1ヶ月以内に乙に対してその旨を通知しなければならない。なお、乙は、運営・維持管理マニュアルが別紙2の運営仕様及び別紙6の維持管理基準若しくは入札関係図書に反する

記載があるとの認定、又は関係法令で満たすべき事項を満たさないおそれがある旨の認定にかかる甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

3 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の責任において運営・維持管理マニュアルを変更するものとし、再度、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、甲に提出した運営・維持管理マニュアルにつき必要に応じ、甲の確認を得たうえで、改訂することができるものとする。

(本处分場の運営体制確認等)

第32条 乙は、運営開始日に先立ち、前項に基づき運営・維持管理マニュアルを作成し、甲の確認を得るほか、本处分場の運営に必要な人材を確保し、かつ、本处分場の運営及び維持管理に必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、本契約、入札関係図書及び事業者提案図書に従って本处分場を運営することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知し、甲の確認を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、本处分場の運営及び維持管理の体制を確認するため、乙に対して必要な行為、作業等を求めることができるものとする。本項に基づく確認の結果、本处分場の運営又は維持管理の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に基づく条件を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して命ずることができる。なお、乙は、本处分場の運営又は維持管理の体制が、関係法令、本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に基づく条件を満たしていないという甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

4 前項に規定する必要な行為、作業等は、乙の責任及び費用により行うものとする。但し、前項の定めるところに従い開催された協議会の協議の結果、甲の判断が誤っていたとされた場合には、甲は、乙の要した合理的な範囲の費用を補填しなければならない。

(完工確認書の発行)

第33条 甲が、第29条ないし第32条に基づく確認を実施し、本处分場が、設計図書に従い建設されていること及び本契約、入札関係図書又は事業者提案図書に従い本处分場

の運営が可能であることを確認し、かつ、乙が別紙3の保険第2項に記載された種類及び内容を有する保険を、自己の費用と責任で付保するものとし、その保険証券の写しを別紙7の竣工時の提出図書と共に甲に対して提出した場合、甲は乙に対して速やかに完工確認書の発行を行うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する甲の完工確認書を受領後も、運営開始予定日までは、本処分場における一般廃棄物の受け入れを開始することはできないものとする。
- 3 甲は、第1項に規定する完工確認書の発行を行ったことを理由として、本処分場の建設並びに本処分場の運営及び維持管理体制の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

### 第3章 運営及び維持管理

#### 第1節 総 則

##### (運営期間の開始)

第34条 乙は、平成18年4月1日又は第25条に基づき変更された運営開始予定日から本処分場の運営を開始し、本処分場の運営期間中、乙の責任の下、本契約に従い、本処分場において、一般廃棄物の最終処分を行うものとする。

##### (再委託の禁止)

第35条 乙は、乙の受託した業務の全部又はその一部を他の第三者に再委託することはできない。但し、法令等に反しない範囲において各個別業務を第三者に委託することはできるものとする。

##### (遵守事項)

第36条 乙は、運営期間を通じて、別紙8の環境保全基準を遵守して、本業務を遂行しなければならない。

- 2 乙は、運営期間を通じて、乙の費用負担において、運営・維持管理マニュアルに定められた本処分場の運営方法及び維持管理方法を遵守しなければならない。

- 3 乙は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本処分場の運営・維持管理業務及びかかる業務に付帯する業務を実施しなければならない。
- 4 乙は、運営期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行するものとし、甲は、乙に対して、乙の本契約上の義務の不履行があるものと認めた場合には、相当な期間を定めてその改善措置を講ずることを、その理由を付して命ずることができる。

(衛生管理)

第37条 乙は本処分場の運営期間を通じて、現地の安全衛生管理を徹底するものとする。

(運営期間中における第三者に及ぼした損害)

第38条 乙が、自らの責めに帰すべき事由により、本処分場の運営により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。また、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合、甲が当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。

- 2 運営に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合には、乙が、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 3 前二項において、甲が第三者から損害賠償請求を受け、乙に帰責性が認められる事由又は運営に伴い通常避けることができない騒音、振動その他の事由により第三者に損害が生じた場合（甲が、第三者に対して、事業用地の所有者として、損害賠償の責任を負担する場合で、乙に本処分場の設置、管理の瑕疵につき帰責性が認められるときを含むがこれに限られない。）、乙は、かかる第三者からの請求または紛争により甲が負担した費用及び損害について、乙の責任に相当する額の補償を甲に対して行うものとする。また、乙が第三者から損害賠償請求を受け、甲に帰責性が認められる事由により第三者に損害が生じた場合、甲は、かかる第三者からの請求または紛争により乙が負担した費用及び損害について、甲の責任に相当する額の補償を乙に対して行うものとする。

第2節 運営業務の内容

(一般廃棄物の受入・埋立)

第39条 乙は、運営期間において、本処分場にて、本契約、入札関係図書及び運営・維

持管理マニュアルに従い、甲及び甲の住民から搬入される一般廃棄物を受け入れて、次のとおりの処理を行うものとする。なお、甲は、甲の住民に対して、一般廃棄物の分別に関する広報又は啓蒙活動を実施し、かつ、甲の一般廃棄物の収集運搬業者に対して、直接又は間接に一般廃棄物の収集、運搬について、適切な指導監督を行って、別紙9の搬入禁止物を含まない一般廃棄物の分別、収集、運搬の実施に努めるものとする。乙は、甲から搬入される一般廃棄物については、別紙9の受入基準を満たすものとして受け入れて、これを処理することができるものとする。

- (1) 焼却残渣については、本処分場に埋立て処分する。
- (2) 不燃ごみについては破碎処理し、可燃性のものは甲のごみ焼却場に運搬し、不燃性のものを本処分場にて埋立て処分する。
- (3) 空き缶処理施設からの不燃残渣については、破碎し、本処分場にて埋立て処分する。
- (4) 甲が搬入する粗大可燃ごみについては、破碎したうえで、甲のごみ焼却場に運搬する。
- (5) [甲が搬入する] プラスチック製容器包装及び硬質プラスチック製品については本処分場内に一時保管し、甲の委託業者に引き渡す。

2 乙は、甲から搬入される一般廃棄物について搬入監視を行わなければならない。乙は、前項の規定にもかかわらず、かかる搬入監視の過程で別紙9の搬入禁止物に該当する一般廃棄物を発見した場合には、その受入れを拒否しなければならない。但し、乙が運営・維持管理マニュアルに従い、かつ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施している限り、乙が発見できなかった受入基準を満たさない一般廃棄物に起因して乙に発生した損害は甲の負担とする。甲はかかる一般廃棄物を甲の費用にて引き取るものとする。また、乙が一般廃棄物の受入れを拒否した結果生じた搬入者等とのトラブルの一切については、乙が運営・維持管理マニュアルに従い、かつ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施していたと認められる限り、甲が責任をもって対処し、かかるトラブルにより乙が被った損害を賠償するものとする。

3 乙は、第1項に規定するほか、運営期間において、甲の住民が一般廃棄物を本処分場へ搬入した場合には、運営・維持管理マニュアルに従い、別紙9の搬入禁止物を含まないことを確認のうえ、かかる廃棄物を受け入れて、第1項各号に示す処理をしなければならない。なお、乙は、甲の住民が搬入した一般廃棄物に別紙9の搬入禁止物に該当する一般廃棄物の混入が認められる場合には、かかる一般廃棄物の受入を拒否しなければならない。但し、乙が運営・維持管理マニュアルに従い、かつ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施している限り、乙が発見できなかった受入基準を満たさない一般廃棄物に起因して乙に発生した損害は甲の負担とする。甲はかかる一般廃棄物を甲の費用にて引き取るものとする。また、乙が一般廃棄物の受入れを拒否した結果生じた住民等とのトラブルの

一切については、乙が運営・維持管理マニュアルに従い、かつ善良な管理者の注意義務をもって搬入監視を実施していたと認められる限り、甲が責任をもって対処し、かかるトラブルにより乙が被った損害を賠償するものとする。

- 4 乙は、甲の住民が搬入する一般廃棄物を受け入れるにあたり、搬入者の運転免許証の確認など運営・維持管理マニュアルに定められた方法により当該搬入者の住所等を確認しなければならない。乙は、運営・維持管理マニュアルに従った方法で搬入者が甲の住民であることを確認する限り、搬入者の住所確認について責任を負うことはないものとする。
- 5 乙は、甲の住民が搬入する一般廃棄物を受け入れるにあたり、一切の金銭その他の対価、報酬等を受け取ってはならない。
- 6 乙は、本契約、入札関係図書及び運営・維持管理マニュアルに従い、第1項又は第3項に基づき受け入れた一般廃棄物に関し、計量及び各種データの記録並びに集計等(以下、「計量等」という。)を行うものとする。
- 7 本条が定める場合のほか、乙は、甲の特段の指示がない限り、第三者（甲に属さない搬入者、又は産業廃棄物処理事業者を含む。以下本項において同じ。）から一切の廃棄物を受け入れてはならない。なお、甲の特段の指示に基づいて乙が第三者から廃棄物を受け入れる場合には、受入基準、処理委託料など受入にかかる詳細事項について、協議会の協議によって定めるものとする。

#### (処理対象物の変更等)

第40条 法改正等に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、甲及び乙は、速やかに甲の一般廃棄物の受入基準、処理方法及び処理委託料等についての見直しの協議を行うための協議会を開催する。この場合、第70条の適用を妨げない。

- 2 前項の法改正等に伴い本処分場の運営のコストの減額が可能な場合、甲及び乙は、速やかに本契約の内容の変更及び甲の一般廃棄物の処理委託料の減額についての協議を行うため、協議会を開催する。この場合、第70条は適用されないものとする。

#### (受入廃棄物の性状確認への協力義務)

第41条 甲は、甲の費用で、一般廃棄物の性状確認を行うことができるものとする。かかる場合、乙は甲の性状確認に協力しなければならない。

(運営のための人員の確保等)

第42条 乙は、本処分場の運営を行うために必要な人員を、直接雇用又は第三者からの受託若しくは出向等の方法（但し、法令等に反しない方法に限る。）により確保するものとする。

(運営のためのユーティリティの確保等)

第43条 乙は、本処分場の運営を行うために必要な電力、用水、燃料、副資材等の調達を自己の責任で行うものとする。

(運営覚書)

第44条 本節に定めのない事項及び運営業務の詳細等については、設計終了後協議会で定める運営覚書において定めることができる。

### 第3節 運営・維持管理等

(本処分場の運営・維持管理)

第45条 乙は、本件事業を滞りなく遂行できるように、善良な管理者の注意義務をもって、運営・維持管理マニュアル及び別紙6の維持管理基準に従い、維持管理対象施設の運営・維持管理を行い、その機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

(運営・維持管理計画書)

第46条 乙は、甲に対し、毎事業年度の開始前までに、事業者の収支計画、当該年度の施設の点検・検査・補修・更新計画等の内容を記載した運営・維持管理計画書を提出し、甲の確認を受けるものとする。

- 2 運営・維持管理計画書の内容は、別紙10の設備点検・検査・補修・更新計画の内容に適合していかなければならない。
- 3 運営・維持管理計画書の記載事項は、甲が乙と協議のうえ、定めるものとする。

(記録の作成・保存)

第47条 乙は、維持管理対象施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置等の記録を作成し、本契約終了時まで保存し、本処分場の移管と共に甲に引き渡さなければならぬ。

(運営期間中の報告書等)

第48条 乙は維持管理対象施設の運営に関する日報及び月報等を作成し、甲に提出する。なお、日報及び月報等の記載事項は別紙11に記載された事項とし、詳細は甲が乙と協議のうえ定める。乙は、日報については1週間分をまとめて翌週の月曜日（休日の場合は翌日）に、月報は報告対象月の翌月の5日までに、それぞれ甲に提出しなければならない。

- 2 前項の日報及び月報には、乙が受け入れた一般廃棄物については、その受入量を明示して記載しなければならない。

(本処分場の環境計測)

第49条 乙は、乙の費用で、本処分場の運営期間中、別紙12の計測要領に記載された頻度と方法に従い、本処分場から排出される排水又は本処分場を発生源とする騒音、振動、悪臭等について別紙8の環境保全基準を遵守しているかにつき環境計測を行い、また、その他の運営・維持管理が適正に実施されていることを確認するため運営状況管理を行う。さらに、乙は、処分場運営状況のモニタリングを継続的に行うためのモニタリングシステムを整備し、連続測定が可能な計測項目については連続計測を行うものとする。

- 2 乙は、別紙12の計測要領で定めるところに従い、計測結果等を甲に報告するものとする。甲は、乙から報告を受けた計測結果等を一般に公開することができる。
- 3 乙は、第1項の計測の結果が、別紙8の環境保全基準に適合しないこととなったときは、速やかに改善措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第2項の報告により乙の本処分場の運営が別紙8の環境保全基準に適合していないと認める場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙が異議を申し立てた場合には、当該命令の當否について協議会において協議するものとする。

(本処分場運営状況のモニタリング等)

第50条 甲は、乙が維持管理対象施設本処分場を適切に運営・維持管理していることの確認を行うため、維持管理対象施設のモニタリングを行う。

- 2 前項に規定する甲のモニタリングは、別紙12の計測要領に記載された頻度及び方法等に従って乙が行う各種の計測結果等を確認する方法で行う。但し、甲は、必要に応じて本処分場へ立ち入り、甲の費用で、必要と認める計測等を行うことができ、乙は、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙が行う各種の計測結果等及び前項に規定する計測結果等を公表することができる。
- 4 甲は、乙に対して、データの確認や検査等により不適切な運営等が発見された場合には、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙が異議を申し立てた場合には、当該命令の当否について協議会において協議するものとする。
- 5 甲は、前各項で定めるほか、本処分場へ立ち入り、事業者から説明を受け、その他必要な手段を用い、本処分場の運営状況のモニタリングをすることができる。

(環境対策)

第51条 本処分場の運営期間において、本処分場からの排水等の環境負荷要因が別紙8の環境保全基準を満たさなくなった場合には、甲は、乙に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを、理由を付して命ずることができる。但し、かかる改善措置命令について、乙が異議を申し立てた場合には、当該命令の当否について協議会において協議するものとする。

(本処分場の環境モニタリング)

第52条 甲は、本処分場の運営期間中、甲の費用で、本処分場から排出される排水及び本処分場の運営による周辺環境への影響を確認するために、周辺環境モニタリングを実施できるものとし、乙は、甲の行う環境計測及び周辺環境モニタリングに合理的な範囲で協力しなければならない。

(緊急時の措置)

第53条 乙は、維持管理対象施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、速やかに甲に連絡したうえ、的確な復旧措置を講じなければならない。

(本処分場見学者への対応)

第54条 甲は、あらかじめ定められた手続に従って、本処分場の見学希望者の受付等本処分場の見学希望者の対応業務を適切に行うものとし、見学スケジュール等については、乙と協議のうえこれを定めるものとする。

- 2 乙は、本処分場の運営の障害とならない限り、甲が行う本処分場の見学者への対応に協力して施設見学者への説明等を行うものとし、かつ、見学者が安全に見学できるように配慮しなければならない。
- 3 甲は、施設見学の実施にあたり、見学者を指導監督し、協議会の協議により定めた見学スケジュール、見学場所及び順路その他施設見学に関するルールを遵守せしめるものとする。

#### 第4節 保 險

(保険)

第55条 乙は、運営期間中、維持管理対象施設の運営・維持管理に関連する損失や損害に備えて別紙3の保険第2項に記載の種類及び内容の保険を、乙の費用と責任で付保するものとし、保険契約の内容及び保険証券の内容については、甲の確認を得なければならぬ。

- 2 前項の確認を甲に求める場合、乙は、運営開始日前までに、第33条第1項に従い、本条第1項記載の保険の保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

#### 第5節 運営期間の終了

(期限到来による終了)

第56条 運営期間は、運営期間終了日をもって、終了するものとする。第10条第1項

に基づく乙の甲に対する本処分場の賃貸借は運営期間終了日に終了するものとし、甲は、乙に本処分場を返還するものとする。また乙は、第10条第2項に基づく甲の乙に対する維持管理対象施設の使用貸借の終了により、維持管理対象施設を甲に対して返還するものとする。。

- 2 前項の規定に拘わらず、運営期間終了日が到来しても、本処分場において、一般廃棄物の受入、埋立が可能であると認められる場合には、甲及び乙は、協議により、運営期間を延長できるものとする。但し、甲乙間において協議が整わなかつた場合には、本契約は終了する。この場合、乙は、運営期間終了日に本処分場を甲又は甲の指定する者に移管しなければならない。
- 3 前項に従い運営期間が延長される場合においても、第10条第1項に基づく乙の甲に対する本処分場の賃貸借及び同条第2項に基づく甲の乙に対する本処分場の使用貸借は、延長前の運営期間終了日に終了するものとする。この場合も、本処分場の返還については本条第1項の例による。

(埋立不能による終了)

第57条 運営期間中の累積の埋立総量が別紙1の基本仕様等の2. (3)「廃棄物埋立容量」欄に記載の本処分場の埋立総容量に達した場合には、その時以降平成33年3月末日まで、乙は一般廃棄物の受け入れ及び埋め立てを除く業務を行う。(要検討)

#### 第4章 料金の請求及び支払

(料金の請求及び支払)

第58条 甲は、乙に対して、第60条の定めに従い、乙の業務遂行の対価として、次条第6項の請求書に基づき、当該請求書の受領後30日以内(以下、「支払期限日」という。)に、第60条第5項に基づき減額される場合を除き、当該請求にかかる金額の金員を支払わなければならない。

- 2 甲は、支払期限日までに請求にかかる料金を支払わない場合は、乙に対し、当該請求にかかる料金に加え、支払期限日の翌日(同日を含む。)から支払済みの日(同日を含む。)までの期間、年3.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。この場合の

計算方法は、年365日の日割計算とする。

(請求の手順)

第59条 乙は、半期毎に当該半期の終了後10日以内に、第48条に従い作成された報告書等に基づき当該半期における乙の実績について記載した半期報告書を作成し、甲に同時に提出し、甲の確認を受けるものとする。また各年度終了後に、年間報告書を作成し、半期報告書とともに甲に提出して、甲の確認を受けるものとする。乙は、半期報告書及び年間報告書について甲の確認を受けたうえでなければ、前条の料金の請求をすることはできない。なお、半期報告書及び年間報告書の記載事項は別紙11に記載の事項とし、詳細は甲が乙と協議のうえ定める。

- 2 甲は、半期報告書又は年間報告書について、指摘事項がある場合にはその内容と半期報告書又は年間報告書に関して確認しない旨を、指摘事項がない場合については半期報告書又は年間報告書に関して確認した旨を、半期報告書又は年間報告書の提出日から7日以内に乙に通知する（以下、前者を「不確認通知」といい、後者を「確認通知」という。）。但し、甲が半期報告書又は年間報告書の提出日から7日が経過しても不確認通知又は確認通知を行わないときは、乙は、甲に対して、書面による催告の通知を提出して、応答を促すものとし、甲が当該催告通知の受領後7日経過後も不確認通知又は確認通知を行わない場合は、提出した半期報告書又は年間報告書は確認されたものとみなす。
- 3 甲は、提出された半期報告書又は年間報告書について、指摘事項がある場合でも条件を付して又はその一部について、半期報告書を又は年間報告書確認することができ、指摘事項がない場合でも、それが日報、月報に基づいていないことを理由として、確認しないことができる。但し、後者の場合は、不確認の理由を付して乙に不確認通知をしなければならない。
- 4 乙は、甲に提出した半期報告書又は年間報告書が、第2項及び第3項の規定に基づき、甲により確認されなかった場合には、乙の不確認通知の受領後7日以内に、当該半期報告書又は年間報告書及び確認用資料を改訂して再提出するものとする。但し、乙は、甲に対して、当該半期報告書又は年間報告書が確認されなかつたことについて、異議を申し立てができるものとし、異議が申し立てられた場合には、その取り扱いについて協議会において協議するものとする。
- 5 乙は、甲からの指摘事項がある場合、指摘事項を十分に踏まえて半期報告書又は年間報告書及び確認用資料の補足、修正又は変更を行うものとする。この場合、乙は、補足、

修正又は変更を経た半期報告書又は年間報告書につき、改めて甲の確認を受けなければならぬ。

- 6 乙は、甲の半期報告書又は年間報告書の全部又は一部の確認を得た場合は、これらに基づいて請求書を作成し、甲に処理委託料の請求をなすものとする。なお、甲が半期報告書又は年間報告書の一部のみを確認した場合には、乙は、かかる確認の範囲内においてのみ、処理委託料の請求をすることができる。

(処理委託料)

第60条 甲は、乙に対して、運営期間における本処分場の賃借及び維持管理対象施設の維持管理の対価として、半期毎に金[ ]円（内訳：賃料相当部分 金[ ]円、維持管理基本料金 金[ ]円）（税別）の固定料金を支払うものとする。

- 2 甲は、運営期間において、半期毎に、当該半期における埋立処分量の1トンあたり金[ ]円（税別）及び当該半期における破碎処理につき〔破碎処理量の1トンあたり金[ ]円（税別）〕を従量料金として支払うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定に拘わらず、甲は、乙に対して、別紙14の処理委託料の改定方法に従い毎年改訂された金額を処理委託料として支払うものとする。
- 4 第1項ないし第3項の規定に拘わらず、処理委託料につき、別紙15の減額等の方法に従い減額又は支払い停止がなされるものとする。

第5章 維持管理対象施設の移管

(移管検査)

第61条 甲は、運営期間終了前に、別紙13の引渡条件を満たすか否かについて、移管検査を行うものとし、事前に移管検査実施日を乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の検査にあたり、甲は、乙に対して、情報提供その他必要な協力を求めることができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

(維持管理対象施設の移管)

第62条 前条の移管検査において、甲が、維持管理対象施設が別紙13の引渡条件をすべて満たしていることを確認した場合には、乙は、甲又は甲の指定する者に対して、運営期間終了日において、維持管理対象施設及び甲が引き取るものとして指示する重機、備品等を移管するものとする。この場合、乙は、かかる移管にあたり、甲が引き取るものとして指示しない備品等の一切を撤去しなければならない。なお、乙は、維持管理対象施設が別紙13の引渡条件をすべて満たしていないという甲の判断について協議を行うための協議会の開催を申し入れることができる。

- 2 前項に基づく移管のほか、本契約の定めに従って本契約終了時に維持管理対象施設が甲又は甲の指定する者に移管される場合及び第66条第2項により甲が本処分場の移管を受ける場合、乙は、乙が甲に対して提供した本処分場の図面及び運営・維持管理マニュアルほか維持管理対象施設の運営及び維持管理等に必要な成果物を維持管理対象施設のその後の運営又は管理のために必要な範囲で利用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含むがこれに限られない。以下同じ。）でき、かつかかる甲の利用が第三者の権利を害しないよう、必要な措置をとるものとする。また、乙が甲に対して提供していない書面等で維持管理対象施設の運営及び維持管理等に必要な成果物がある場合は、乙は、かかる成果物を甲に交付し、甲がかかる書面を維持管理対象施設の運営及び維持管理のために必要な範囲で利用でき、かつかかる甲の利用が第三者の権利を害しないよう、必要な措置をとるものとする。
- 3 前条の移管検査の結果、維持管理対象施設が別紙13の引渡条件を満たさず、補修等が必要な場合には、乙は、甲の指示に従い当該補修等をしたうえで、維持管理対象施設を移管するものとする。この場合、甲は、乙による補修等に代えて、乙から維持管理対象施設の移管を受け、第三者に対して当該補修等を委託することができるものとし、この場合、乙は、当該補修等のために甲が要した合理的費用の一切を補償しなければならない。
- 4 乙は、本条に基づく移管から生じ、又はそれに伴って生ずる合理的費用の一切（本処分場の施設にかかる所有権移転登記費用を含む。）を、負担しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第63条 甲が、乙から維持管理対象施設の移管を受けた後に、本処分場に瑕疵があることが当該移管日から1年以内に発覚した場合、甲は乙に対して、当該瑕疵に起因して発生する一切の損害の賠償（甲が当該瑕疵を修補するために第三者を使用した場合、当該第三

者に対する報酬及び費用の支払いに要する金額を含む。)を請求できるものとする。なお、本契約において瑕疵とは、維持管理対象施設について、維持管理の不徹底、その他これに類似する理由により別紙13の引渡条件を満たさない状態で、かつ、本処分場の譲渡時に甲に明らかでないものを意味する。但し、本処分場が別紙13の引渡条件を満たさないことが乙の責めに帰すべき理由によらない場合は除くものとする。

- 2 甲は、前項に規定する損害賠償の請求を、当該瑕疵を知った時から180日以内に行わなければならない。

## 第6章 解 除

### (乙の債務不履行等による契約の解除)

第64条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、催告なくして本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても、設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告したにもかかわらず、当該遅延について、乙から、甲が満足すべき合理的な説明がないとき
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、運営期間の始期が平成18年4月1日(第25条に従い運営開始予定日が変更された場合はその日)から起算して3ヶ月以上遅延したとき又はかかる3ヶ月以上の遅延が見込まれることが明らかなとき
- (3) 甲が、別紙15の減額等の方法の5.(2)に基づいて本契約を解除できる場合。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (5) 乙が甲の改善措置命令に従わないとき、又は改善措置命令で定めた期間内に改善が完了せず、再度の改善措置命令を受けた場合に当該命令で定められた期間内に本契約及び入札関係図書が定める要求水準に達するまでの改善を完了できない場合。
- (6) 乙が本契約に定める債務を履行をせず、甲が相当期間を定めて履行の催告を行っても履行がないとき
- (7) 乙の責に帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となった場合

- (8) 乙に係る破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算のいずれかの手続について、乙の取締役会でその申立等を決議したとき若しくはその申立等がされたとき又は乙が支払不能若しくは支払停止となった場合
- (9) 第8条第5項により、事業用地の貸し付けが解除された場合

2 乙は、本条に規定される解除原因の有無及び催告期間について甲と協議するため、甲に協議会の開催を申し入れることができる。

(甲の債務不履行による契約の解除)

第65条 乙は、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本契約を解除できるものとする。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、期限後60日以内に履行しなかった場合
  - (2) 甲の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となった場合
- 2 前項第(1)号に掲げる場合を除き、甲の責に帰すべき事由により、甲が本契約に基づく甲の義務を履行しない場合には、乙は、30日以上60日以下の期間で当該不履行を治癒するのに必要な合理的期間を設けて催告を行うものとし、当該催告期間内に改善されないときは、甲に通知することにより本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(契約終了後の原状復帰)

第66条 乙は、理由の如何を問わず本処分場の建設工事の完了後に本契約が終了したときは、甲からの特段の指示がない限り、維持管理対象施設（甲が引き取るものとして指示する重機、備品等を含む。以下同じ。）を、別紙13に従い、乙の責任及び費用負担において直ちに甲に移管するものとする。また、理由の如何を問わず本処分場の建設工事の完了前に本契約が終了した場合には、甲による出来高の検査の結果、甲が移管を受けるものとしたもの以外の物件一切を、乙の責任及び費用負担において、乙は、直ちに撤去し、事業用地を取り片付けるものとする。

2 甲は、本契約が終了した場合には、以下の定めに従い、本処分場等（建設中にあっては、その出来高部分）の全部又は一部の移管を受けるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由による契約終了の場合

① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、乙に対して、出来高相当額の金員を支払って、乙から本処分場の移管を受けるものとする。この場合、乙は、甲に対して、施設整備費の総額の10%の金額の金員を違約金として支払わなければならない。なお、出来高相当額が当該違約金よりも高額なときは、甲は、出来高相当額から当該違約金額を控除した額を乙に支払うことで、本処分場の移管を受けることができ、出来高相当額が当該違約金よりも少額な時は、乙は、本処分場の移管を受けた後、その差額を甲に支払うものとする。別紙3保険第1項アの履行保証保険の被保険者が甲である場合、甲が受領した保険金は本①の違約金に充当する。

② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、乙に対して、固定料金のうちの賃料相当部分に相当する金額を解除前の支払スケジュールと同様の支払スケジュールにより支払うことを約して、乙から維持管理対象施設の移管を受けるものとする。この場合、乙は、甲に対して、〔 〕の金員を違約金として支払わなければならない。但し、甲は自己の判断により、賃料相当額の総額の未払部分を、別紙14第1項(2)号により決定された基準金利とスプレッドの合計により得られる利率で現在価値化した金額を一括して支払うことにより維持管理対象施設の移管を受けることができるものとする。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による契約終了の場合

① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額の支払を約することによって本処分場の移管を受けるものとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

固定料金のうちの賃料相当部分に相当する金額を解除前の支払スケジュールと同様の支払スケジュールにより支払うことを約して、維持管理対象施設の移管を受けるものとする。なお、乙は、甲に対して、本契約の解除によって乙に生じた損害につき賠償請求できるものとする。

(3) 甲及び乙のいずれの責めに帰すことができない事由による契約終了の場合

① 契約終了が本処分場建設工事完工前の場合

甲は、出来高相当額の支払を約することによって本処分場の移管を受けるものとする。なお、第6項の補償金を除き甲及び乙は、相手方に対して、一切の損害賠償、補償金等の請求はできないものとする。

② 契約終了が本処分場建設工事完工後の場合

甲は、固定料金のうちの賃料相当部分に相当する金額を解除前の支払スケジュールと同様の支払スケジュールにより支払うことを約して、維持管理対象施設の移管を受けるものとする。但し、甲は自己の判断により、賃料相当額の総額の未払部分を、別紙14第1項(2)号により決定された基準金利とスプレッドの合計により得られる金利で現在価値化した金額を一括して支払うことにより維持管理対象施設の移管を受けることができるものとする。なお、第6項の補償金を除き、甲及び乙は、相手方に対して、一切の損害賠償、補償金等の請求はできないものとする。

3 前項の移管にあたり、乙は、第61条、第62条第2項及び第63条の定めに従い本処分場又は維持管理対象施設を移管するものとする。なお、完工後の契約終了の場合には、甲は、移管にかかる賃料相当部分に相当する金額の支払にあたり、甲が支払うべき額から補修等に要した費用（但し、乙の責めに帰すべき事由によらない費用は除く。）の額を控除して支払うことができるものとする。

4 第2項の移管にあたり、甲が乙に対して支払うべき出来高相当額の支払は、残存する運営期間を支払期間とする半年毎の元利均等分割払い（乙が支給を受ける国庫補助金の額に応じて別途協議会の協議により定められた金利を適用金利とする。）で行うものとする。この場合、乙は、甲に対して、毎年3月末日及び9月末日経過後速やかに請求書を作成して請求をなすものとし、甲は、かかる請求書受領後30日以内に当該請求にかかる金額の金員を支払うものとする。但し、甲が、自己の判断により一括して支払うことを妨げないものとし、かかる一括支払の条件については協議会での協議によるものとする。

5 第2項の移管にあたり、乙又はその他の被保険者が別紙3の保険（但し、火災保険その他本施設の損壊、滅失、機能喪失等を保険金支払事由とする保険に限るものとする。）に基づいて保険金を請求しうる場合には、甲は、甲が同項の規定に基づき支払うべき金額から当該保険金額相当額を控除した金額（その値が負となる場合には、0円とする。）を支払うものとする。

6 甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により本契約が終了する場合には、契約の終了に伴い乙が支出した費用のうちやむを得ないもの（賃料相当額の総額の未払部分の一括支